

# 『小平町合同墓』について ～「小平町合同墓」の申請受付をしております～

合同墓とは、ひとつのお墓に複数のお骨を一緒に納める合同式のお墓です。  
諸事情で「お墓を建てたり、寺院に納骨することが難しい」「お墓の管理ができない」など、お墓のことで困っている方の不安解消を目的とした施設です。

## 【使用できる人】

- ①死亡時において小平町に住所または本籍を有していた親族の焼骨の埋蔵を希望する人
- ②申請者が小平町に住所を有している方であって、親族の焼骨の埋蔵を希望する人
- ③町有墓地の利用者であってその墓地を返還し埋蔵を希望する人

## 【使用料】

区分	使用料
焼骨・改葬焼骨 1体	15,000 円 100,000 円上限

## 【申請に必要なもの】

- 申請者（利用者）の住民票・戸籍謄本等
- 故人の埋火葬許可証または改葬許可証
- 使用同意書兼承諾書
- 印鑑

## 【納骨できる期間】

5月から10月末までの積雪のない期間  
(平日9時から16時まで)

## 【注意事項】

- \*納骨したお骨は、後から返還することができません。
- \*納骨を取りやめることになっても、一度納付された使用料は返還されません。
- \*納骨はお骨のみで、副葬品等を入れることはできません。
- \*生前予約は受付ておりません。

◎申請受付・問合せ先 生活環境課環境衛生係 (内線 246)

## 上下水道係からのお知らせ

### ■転入・転出、町内転居等の届け出はお早めに

引っ越しなどにより、新たに水道を使用する場合や水道の使用を中止する場合は、届け出が必要です。次のいずれかの方法で届け出をしてください。

- ・電話による連絡
- ・上下水道係または、各支所の窓口で手続き

### ■上下水道料金の口座振替をご利用の方へ

水道事業では、「口座振替領収書」の発行を廃止しています。

振替結果については、通帳記帳による確認や、毎月検針日にお渡しする「水道・下水道使用料・料金のお知らせ」下欄にあります「水道料金・下水道料金口座振替済のお知らせ」によりご確認いただけます。

なお、必要な方には領収済証明書を発行しますので、下記までお問合せください。

### ■下水道事業が公営企業会計へ移行します

町の下水道事業は4月1日より、健全で持続的なサービス向上を目的として地方公営企業法の財務適用で「官庁会計（特別会計）」から「公営企業会計（複式簿記）」へ移行します。

主に会計方法の変更であり、使用者の皆さんに直接の影響はありません。また、手続き等もありません。

◎問合せ先 生活環境課上下水道係 (内線 241・243)